

防運情第6070号
26.4.25
一部改正 防運事第14896号
27.9.30
一部改正 防整情第7551号
28.3.31
一部改正 防整情第5672号
30.4.4
一部改正 防整情第6998号
31.4.1

情報保証責任者

整備計画局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

情報保証統括責任者

整備計画局長
(公印省略)

情報保証統括アドバイザーについて (通知)

標記について、防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)第4条の2及び、防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(防運情第9248号。19.9.20)第2第1項に規定する情報保証統括アドバイザーとして、情報保証を確保するための施策等に関わる事務について必要な助言を行わせるため、サイバーセキュリティの確保並びに情報システムの整備及び管理に係る技術的事項に関することを調整する整備計画局情報通信課サイバー調査分析官を指定したので通知する。

写送付先：大臣官房長、防衛政策局長、人事教育局長、地方協力局長、
衛生監、施設監